

# 学校における働き方改革取組方針

尾道市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

尾道市教育委員会

## 目次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	3
3	計画の期間	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	8

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本市においては、平成30年10月に「学校における働き方改革取組方針」（以下「取組方針」という。）を策定して以降、令和2年3月に「尾道市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定した。その後、令和4年3月には取組方針を改定し、教員が子供と向き合う時間を確保することにより、教育の質の向上を図ることと、学校全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりの実現を目的として、教育委員会と学校が連携し、取組方針に示す様々な取組を総合的に推進してきた。

取組方針は、令和8年度が最終年度であるが、令和7年6月に改正された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）等を受け、取組方針を給特法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付けるものとして、取組方針をより実効性のあるものに改定する。

尾道教育総合推進計画のもと、学校における働き方改革を一層推進することにより、全ての児童生徒へのよりよい教育の実現に向け、教職員が心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮できるよう、児童生徒一人一人と向き合うことができる環境の構築を目指す。

### (2) 本市の現状

本市における学校における働き方改革は、取組方針等に基づき、「子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合 90%以上」「時間外在校等時間が月45時間以下の教職員の割合 100%」を目標に、教育委員会と学校が連携し、保護者や地域の理解・協力も得ながら取組を推進してきた。

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間等の状況については以下のとおりである。

#### 【時間外在校等時間が月45時間以下の教職員の割合】

※各年6月の結果

	平成30年	令和3年	令和7年	H30→R7
小学校	19.5%	55.4%	50.2%	+30.7%
中学校	24.8%	27.9%	34.5%	+9.7%
合計	21.4%	45.3%	44.6%	+23.2%

【時間外在校等時間が月80時間を超える教職員の割合】

※各年6月の結果

	平成30年	令和3年	令和7年	H30→R7
小学校	9.6%	1.7%	1.8%	-7.8%
中学校	27.4%	13.4%	13.1%	-14.3%
合計	16.2%	6.0%	5.9%	-10.3%

【1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間】

	平成30年	令和3年	令和6年	H30→R6
小学校	59時間26分	45時間09分	42時間50分	-16時間36分
中学校	63時間48分	56時間53分	54時間35分	-9時間13分
合計	61時間03分	49時間28分	47時間09分	-13時間54分

○平成30年と令和7年を比較すると、時間外在校等時間が月45時間以下の教職員の割合は、増加している。月80時間超の教職員の割合は、縮減しているものの、小学校より中学校の割合が高い。そして、教職員の時間外在校等時間の月平均は、平成30年と令和6年を比較すると、縮減している。

【子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合】

※各年6月の結果

平成30年	令和3年	令和7年	H30→R7
66.2%	80.1%	82.6%	+16.4%

【日々の業務の中で充実感を得られていると感じる教職員の割合】

※各年6月の結果

平成30年	令和3年	令和7年	H30→R7
75.3%	84.3%	83.0%	+7.7%

○平成30年と令和7年を比較すると、子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合と日々の業務の中で充実感を得られていると感じる教職員の割合のいずれも増加している。

(3) 成果と課題

ア 現取組方針【方策1】学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備について

(ア)「チームとしての学校」の実現

○教職員が限られた時間の中で、児童生徒の指導に専念できるよう、

専門人材等を配置し、体制を整えることで、子供と向き合う時間の確保につながっている。

(イ) 統合型校務支援システム等 I C T の活用促進

- 統合型校務支援システムや学校・保護者間連絡システムの運用等の活用を推進することで、業務の効率化が図られ、時間外在校等時間の縮減につながった。

**イ 現取組方針【方策 2】教職員全体の働き方に関する意識の醸成について**

(ア) 教職員全体の働き方に関する意識の醸成

- 各学校で時間外在校等時間の縮減に向けた熟議等を行うことを通して、限られた時間の中で、優先順位を付けながら効率的に業務を行おうとする意識が高まった。
- 業務の平準化・効率化に努め、働き方に対する意識の醸成は進んでいるものの、教職員の経験等の違いにより、業務に時間を要している実態がある。

(イ) 学校における定時退校日の推進

- 各学校において、定時退校日には定時退校に努めているが、生徒指導や保護者対応などの突発的な業務がある場合は、時間外在校等時間が長くなっている実態がある。

**ウ 現取組方針【方策 3】部活動指導に係る教員の負担軽減について**

(ア) 部活動指導に係る教員の負担軽減

- 「運動部活動の方針」及び「文化部活動の方針」の徹底を図ることで、中学校の時間外在校等時間が縮減した。
- 「運動部活動の方針」及び「文化部活動の方針」に基づいて部活動休養日や活動時間の適正化を図っているものの、中学校の時間外在校等時間は小学校よりも長く、長時間勤務の一因となっている。

## 2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 時間外在校等時間<sup>※1</sup>が月 4 5 時間以下の教職員の割合 100%
- イ 1 年間における 1 か月時間外在校等時間の平均時間 30 時間程度

(2) 働きがい等に関する目標

- ア 子供と向き合う時間<sup>※2</sup>が確保されていると感じる教員の割合 90% 以上
- イ 日々の業務の中で充実感を得られていると感じている教職員の割合 90% 以上

---

※1 時間外在校等時間とは、1日の在校等時間（校内に在校している時間及び校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間から、正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間及び休憩時間を除いた時間）から勤務時間条例で定める勤務時間を除いた時間をいう。

※2 子供と向き合う時間：児童生徒等の指導に関係のある業務に従事する時間。（授業、部活動・クラブ活動、個別指導など直接児童生徒と向き合う時間のほか、授業準備、教材研究、週案・指導略案作成など児童生徒の関わりのある時間を含む。）

### 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

教育委員会では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

#### 【方策1】学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

##### （1）チームとしての学校の実現

###### ○多様な人材の配置《教育委員会》

- ・教員に限られた時間の中で児童生徒の指導に専念できる体制を整えるため、学習支援講師、授業アシスタント、学校司書、特別支援教育支援員、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、教務事務支援員、部活動指導員、非常勤講師等の配置を積極的に行い、県から配置されるスクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ等とともに、専門性を持った多様な人材が互いに力を発揮し合う「チームとしての学校」の実現を図る。

###### ○授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）《教育委員会・学校》

- ・教員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフ等を積極的に活用するとともに、統合型校務支援システムやデジタル技術を促進することによって、授業準備、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

###### ○給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）《学校》

- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、給食指導や安全管理等の役割分担を見直すなど、学校の実情に応じた給食実施体制の工夫を行う。

###### ○児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）《学校》

- ・児童生徒の休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教職員のみが対応するのではなく、学

校の教職員の輪番等による負担軽減を促進する。

○学校行事の精選・見直し及び準備・運営（「3分類」⑰関係）《学校》

- ・それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、目標の達成に向けて、ふさわしいものに精選したり、より充実した学校行事にするために行事間の関連や統合を図るなど見直したりして、学校の創意工夫を生かして実施する。
- ・学校行事は、年間計画に基づき、見通しを持って計画的に準備を行うとともに、関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教職員の協働を促進する。

○部活動の指導に係る教員の負担軽減（「3分類」⑬関係）《教育委員会》

- ・部活動の地域展開の実現に向け、尾道市部活動地域展開推進計画（令和7年11月策定）に則り、関係部局及び関係団体等と連携しながら取組を推進する。
- ・「運動部活動の方針」及び「文化部活動の方針」の徹底を図るとともに、各学校の実態等を踏まえ、部活動指導員を学校に配置する。また、専門的な技術指導ができる外部指導者についての情報提供を学校に行うなど、運営体制の充実に向けて支援する。

○学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理及びICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑦⑧関係）《教育委員会・学校》

- ・ICT支援員等を効果的に活用し、教職員の業務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）《教育委員会・学校》

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教職員の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあつては、校内外の教育支援センターの機能強化を図るため、相談員や授業アシスタントによる効果的な支援を促進する。
- ・子育て支援課等の関係機関との連携を強化する。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）《教育委員会・学校》

- ・学校では解決が困難な事案に対して、市教育委員会は、学校が弁護士等の専門家に相談ができる体制を、より効果的に活用できるように周知・徹底を図るとともに、学校は、県教育委員会が作成した「保護者等対応

事例集」等を参考に、市教育委員会と連携しながら組織的に対応する。

## (2) 各種計画、事業、調査・照会等の見直し及びICTの活用促進

### ○各種計画、事業、調査・照会等の見直し及び調査・統計への回答（「3分類」⑥関係）《教育委員会》

- ・学校が作成する各種計画や教育委員会が実施する各種事業、調査・照会等を見直し、精選や簡素化を図る。
- ・オンラインで回答できるシステム等を活用することによって、教育委員会から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

### ○統合型校務支援システム及び学校・保護者間連絡システム等の効率的な運用《教育委員会・学校》

- ・統合型校務支援システムや学校・保護者間連絡システムの運用等、ICTを活用した業務の効率化を推進する。

## (3) 保護者・地域との連携・協働の推進

### ○学校運営協議会の充実《教育委員会・学校》

- ・中学校区を単位とした全ての小中学校と尾道南高等学校に設置している学校運営協議会において、学校が地域住民や保護者と教育目標等を共有し、教育の質の向上に向けて、「地域とともにある学校づくり」を推進する。また、学校における働き方改革について、地域住民や保護者等の理解・協力が得られるよう、学校運営協議会において協議等を行う。

### ○学校運営協議会の活動に関する連絡調整等（「3分類」④関係）《学校》

- ・学校運営協議会の実施状況等に応じ、学校運営協議会コーディネーターを中心に、学校運営協議会委員の協力を得ながら連絡調整を行う。その際、教職員間の適切な役割分担を図り、教頭の業務負担を軽減する。

### ○登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」①関係）《学校》

- ・学校運営協議会等において、地域・保護者の理解を得ながら、地域住民・保護者による通学路の見守り活動を推進する。

### ○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（「3分類」②関係）《教育委員会・学校》

- ・放課後から夜間における見守りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないとともに、警察との連携において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

## 【方策2】学校における働き方改革のさらなる推進

### (1) 業務量の適正化

#### ○業務の平準化・効率化《教育委員会・学校》

- ・教職員の時間外在校等時間の状況等を踏まえ、特定の教職員に業務が集中しないよう、校務分掌や構成人数の再編、業務の在り方や進め方の見直しなどを行うとともに、デジタル技術を効果的に活用し、業務の平準化・効率化を図る。

#### ○授業時数の標準化《学校》

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定するとともに、年度当初等の時期的負担にも考慮し、一年間を通して教育活動の内容や授業時数を見直して業務を平準化し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出するなど、柔軟な設定を行う。

### (2) 教職員全体の働き方に関する意識の醸成

#### ○学校における自律的な業務改善・業務削減の推進《学校》

- ・学校経営会議等において、教職員同士の対話を大切にしながら、学校の実態に応じた業務改善・業務削減を推進する。
- ・業務改善の目的を全教職員で共有するとともに、教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、各教職員が担当業務の適正化に取り組んでいることを積極的に評価するなど、人事評価制度の活用を推進する。

## 【方策3】教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

### (1) 勤務時間の適正管理

#### ○学校における勤務時間管理の徹底《教育委員会・学校》

- ・教職員の健康管理や時間外在校等時間の縮減に向け、統合型校務支援システムにより、教職員の在校等時間を正確に把握するなど、適正な勤務時間管理を行う。
- ・平日の勤務時間外や休日の電話対応については、保護者・地域へ理解と協力を求める。学校が電話対応できない時間帯において、保護者が、子供の安全に係る事件・事故等で緊急の対応が必要な場合、警察や消防等、関係する機関等に連絡することとし、教育委員会は関係機関と情報共有する。

#### ○定時退校日の推進《学校》

- ・小学校では、1週間のうち平日1日は、定時退校日を設定する。中学校では、1週間のうち平日1日は、部活動休養日と併せた定時退校日を設定し教職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。

## (2) メンタルヘルス対策の実施

### ○時間外在校等時間が一定時間を超えた教職員の医師による面接指導の実施《学校》

- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。

### ○ストレスチェックの実施《教育委員会・学校》

- ・尾道市公立学校職員等健康管理システム実施要綱により、ストレスチェックを実施し、教職員の健康確保のための措置等を行う。

### ○心身の健康問題についての相談窓口等の利用促進《教育委員会・学校》

- ・メンタルヘルスに関する相談窓口や相談事業について積極的に周知し、利用促進を図る。

## (3) 働きやすい職場環境づくり

### ○年次有給休暇の取得促進《教育委員会・学校》

- ・年次有給休暇を取得しやすい雰囲気や環境の整備に努め、教職員の積極的な取得を促すとともに、長期休業期間中等において計画的な取得を働きかける。

### ○ストレスチェック制度等を活用した職場環境の改善《教育委員会・学校》

- ・ストレスチェックの集団分析結果等を活用し、教職員の健康管理に努めるとともに、職場環境の改善に取り組む。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

### (1) 関連する取組

- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、教育委員会会議及び総合教育会議において報告するとともに、教育委員会のHPで公表する。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ取組方針の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会の支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、取組方針に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域に対して、取組方針における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

## (2) 今後のフォローアップ

- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、統合型校務支援システムにより把握し、その他の目標については、学校における働き方改革アンケートから把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、取組方針の内容に照らして課題が見られるときには、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。

### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進